

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泊町長

市町村名 (市町村コード)	和泊町 (46533)
地域名 (地域内農業集落名)	国頭字 (国頭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、耕地面積が町内一であり花き・肉有牛を専作とした農家も多く、町内において最も農業の盛んな地域である。規模拡大意向農家のアンケート調査では、将来において21.03haの農地が足りない状況である。また、国営事業等で灌水用の配管を整備したが、現状に合わず使用できない施設等も多々あり、今後補助事業等の事業建てを行いながら有効に活用できる施設へ更新していく必要がある。併せて、ため池についても字内に多くあり、関係機関と連携し今後の活用について検討が必須である。  
農業者:120経営体、認定農業者数:46経営体  
主な作物:バレイシヨ、サトイモ、サトウキビ、肉用牛、飼料、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

サトウキビ、野菜、花き、畜産など多岐にわたる農産物について、収益性を考慮した生産・販売対策に取り組む。農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域内で農地を利用する者を確保する。そして担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。併せて、奄振等を活用し環境の整備を図り、スマート農業を推進するとともに、儲かる農業を構築し、担い手が島に帰ってくる魅力ある農業を作りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	342.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	342.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積, 集約化の方針
農地中間管理機構を活用して, 認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに, 担い手への農地集積を進める。併せて, 農地中間管理機構の活用, 畑かん施設の更新事業整備, 集落内での話し合いの充実を図る。また, 農地利用は, 中心経営体である認定農業者が担うほか, 地域の担い手への農地集積を積極的に推進し, 新規就農者の確保を促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け, 担い手の経営意向を斟酌し, 段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ, 農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し, 農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。併せて, 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため集落において, 農地の再基盤整備, 土層改良, 畑の灌水事業等の導入を積極的に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や県, JA等と連携した上で, 地域内の担い手や後継者の育成に向けた, 栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし, 相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また, 担い手(後継者)の育成・確保として大規模農家(法人)での雇用創出, 担い手の集落でのサポート体制構築, 農業の研修会等を開催する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため農業支援サービス(ドローン散布やサトウキビの作業委託, 農業機械のシェアリング, 人材派遣)を活用する。また, JA等の組織, 民間事業者, 個人間での農作業受委託を進め, 遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて, 必要な事項を選択し, 取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①キジ, カラスなどの鳥獣の目撃情報や被害情報はあった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せてそれらの捕獲従事者の確保・育成を進める。
- ③スマート農業技術を活用することで省力化を図りながら食料の持続的生産と供給および環境保全の両立を目指す。
- ⑤温暖な気候の特色を生かせる果樹のマンゴー等を推進し, ブランド化を目指す。
- ⑦保全・管理等: 水・土・里サークル事業を活用して, 環境保全と農地管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し, 畑かん施設, 平張施設等の導入や出荷・調整施設など農業用施設の集約化を進める。併せて, 現在使用できない施設等の改善へ積極的に取り組む。